

○営業の廃止命令

(第 49 条第 2 項)

改正 平成 24 年 11 月 27 日 平成 26 年 3 月 20 日

平成 29 年 3 月 22 日 平成 29 年 11 月 28 日

処分基準

平成 29 年 11 月 28 日作成

法令名	警備業法
根拠条項	第 49 条第 2 項
処分の概要	営業の廃止命令
原権者 (委任先)	岡山県公安委員会
法令の定め	警備業法第 3 条(警備業の要件)、第 5 条第 3 項(警備業の要件に該当する旨の通知)、第 7 条第 3 項(認定証の有効期間を更新しない旨の通知)、第 8 条(認定の取消し)
処分基準	次の場合には、営業の廃止を命ずることとする。 1 警備業法第 49 条第 2 項第 1 号に該当する場合 2 警備業法第 49 条第 2 項第 2 号に該当する場合 3 警備業法第 49 条第 2 項第 3 号に該当する場合(その営業が警備業に当たることについての認識が全く無く、これがやむを得ないと考えられるような特段の事情があり、かつ指導、警告に従って営業を廃止することが確実であるときを除く。)
問い合わせ先	生活安全部生活安全企画課許可等事務管理室
決裁区分等	岡山県公安委員会